契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商 号:株式会社B. C. Aマネージメント

所 在 地:〒105-0004 東京都港区新橋6-9-2 新橋第一ビル新館5FB号

電話番号:03-6820-0539

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。

登録番号:関東財務局長(金商) 第 3439 号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、外国為替証拠金取引における通貨の価値分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、外国為替証拠金取引等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬について

当社は、投資顧問契約により、外国為替証拠金取引に関する助言サービスを行い、お客様から投資顧問料を頂きます。助言方法および投資顧問料は、以下の通りとなります。

【助言方法】

電子メールにて、週1回一律で、市場動向の解説及び見通し、助言対象銘柄の価値分析・投資判断に関するレポートを配信します。また、市場動向の急変時(東京時間、前営業日午前7時の価格よりドル円をベースに200p

i p s 以上変動した場合、または突発的なイベントが発生し、相場急変の恐れが発生する可能性があると当社が判断した場合)には、適時新たな価値分析・投資判断レポートを配信します。

【投資顧問料】

投資顧問料は、以下の通りとなります。

外国為替証拠金取引会員:33,000円(税込)/月

尚、投資顧問契約と同時に投資顧問料をお支払い頂き、当社との投資顧問契約の契約期間は1ヶ月間とし、事前にお客様より解約のお申出が無い限り、毎月自動更新とします。支払方法はクレジットカード決済となります。

○ 外国為替証拠金取引に係るリスク

投資顧問契約により助言する外国為替証拠金取引についてのリスクは、次 の通りです。

【価格変動リスク】

外国為替市場は24時間常に変動しており、外国為替証拠金取引は価格変動リスクを伴います。為替相場は、短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。

【流動性リスク】

市場の状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや、 新たにポジションを保有することが困難となることがあります。

- (1) 外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や早朝・深夜帯における取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、通常の時間帯であってもマーケットの状況によっては、取引業者によるレートの提示が困難になる場合があります。
- (2) 外国為替市場では天災地変、政変、戦争、為替管理政策の変更、同業罷免等の特殊な状況下での特定の通貨の取引が困難または不可能となる可能性 もあります。

【金利変動リスク】

外国為替証拠金取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われ、 日々金利差額調整額(スワップポイント)の受け払いが発生します。スワッ プポイントは、各国の経済状況や金融政策等を反映しており、日々変動する ものです。したがって、常に受け払いされる額が一定とは限りません。

【レバレッジ効果リスク】

- (1) 外国為替証拠金取引は、レバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。実際の投資した資金に比べて大きな取引が可能なため、大きな利益が期待できる反面、相場が思惑に反した場合には損失も大きくなります。マーケットがお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、有効証拠金が取引業者の定めるロスカット値を下回った時、お客様が保有する全てのポジションが自動的に決済される可能性もあります(ロスカット)。
- (2) 外国為替証拠金取引では、預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、同時に預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超えて損失を被る可能性も存在します。

【OTC(相対取引)リスク】

店頭外国為替証拠金取引の場合は、お客様と取引業者との相対取引であり、取引業者の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、取引業者が提示する為替レートは他の情報(テレビやインターネット等)とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。

【スリッページリスク】

店頭外国為替証拠金取引における取引注文では、為替レートが変動した場合、取引業者の提示レートより不利なレートで成立することがあります。

【電子取引システムリスク】

電子取引システムの場合、お客様の通信機器故障、通信回線障害、あるいは電子取引システムそのものの障害により、一時的または一定期間お客様の取引が不可能になる場合があります。

【法令・税制変更リスク】

外国為替証拠金取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性はあります。

【個人情報に関するリスク】

外国為替証拠金取引を利用するにあたり、使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することにより、お客様が損失を被る可能性があります。

【その他リスク】

上記のリスク説明は、外国為替証拠金取引における主なリスクについて記載したものですが、これらが全てのリスクとは限りません。

○ クーリング・オフの適用

当社との投資顧問契約は、クーリング・オフの対象となります。具体的な 取扱は以下の通りです。

【クーリング・オフ期間の契約解除】

情報がお客様による閲覧ができる状態に置かれたと認められる日を正式な契約日とし、当該契約日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示により契約を解除することができます。電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行って下さい。契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日、記録媒体に記録された電磁的記録の場合は当該電磁的記録媒体を発送した日となります。

電子メールアドレス: info@bca-m.co.jp

契約の解除に伴うクーリング・オフ期間中の投資顧問料の清算については、 以下の通りです。

- ① クーリング・オフ期間中に投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合は、投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を頂きます。
- ② クーリング・オフ期間中に投資顧問契約に基づく助言を行っている場合は、日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×情報がお客様による閲覧ができる状態に置かれたと認められる日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみを頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。)を頂きます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金致します。このとき契約解除に伴う損害賠償、違約金はお客様へは発生しません。

【クーリング・オフ期間経過後の契約解除】

毎月の投資顧問契約日から起算して10日前までに書面及び電子メールに て契約解除の意思を申し出ることにより、契約を解除出来るものとします。以 降の契約は継続しません。

○ 租税の概要

お客様が外国為替証拠金取引で得た売買益及びスワップ益は、雑所得として申告分離課税 の対象となります。 ※日本国内の外国為替証拠金取引に関する税金の取り扱いについては、詳しくは税務署または税理士にお問い合わせください。また、日本の税務当局における外国為替証拠金取引に対する課税に関する見解は上記の通りですが、今後改正される可能性がありますのでご注意ください。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的記録による意思表示により契約の解除の申出があったとき(詳しくはクーリング・オフの適用を参照下さい。)
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、弊社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- 1. お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと。
- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- ④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- 2. 当社が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること。
- 3. お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券 の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

<当社の概要>

資 本 金:1,000万円

役 員 氏 名:代表取締役 松崎 秀守 主 要 株 主:松崎 秀守、小俣 卓也

1. 分析者·投資判断者: 松崎 秀守、溝上 孝

2. 助言者: 松崎 秀守、溝上 孝

3. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

株式会社B. C. Aマネージメント 問い合わせ窓口

所在地:東京都港区新橋6-9-2 新橋第一ビル新館5FB号

電話番号: 03-6820-0539 メールアドレス: info@bca-m. co. jp

4. 当社が加入している金融商品取引業協会等

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由に閲覧することが出来ます。

- 5. 当社の苦情処理措置について
 - (1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、当社の概要3の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決
- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を

図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投 資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情 を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出 下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 電 話:0120(64)5005(フリーダイヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話合いと解決

6. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

7. 当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業の他に暗号資産、外国為替の情報の発信、ブロックチェーン関連コンサルタントを行っています。